

【諮問第292号】

3川情個第14号
令和3年7月19日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和2年10月15日付け2川総コ第123号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った拒否処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年6月2日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市新本庁舎超高層棟新築昇降機設備工事に係る文書として、①予定価格設定のために業者から入手した下見積り（見積書）（以下「本件対象公文書」という。）、②予定価格書、③入札経過調書・見積経過調書、④予定価格並びに最低制限価格の公表区分が分かる文書、⑤エレベータ及びエスカレータの基本仕様・付加仕様・意匠仕様が分かる文書・図面、⑥工事設計内訳書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、令和2年6月16日付けで、本件対象公文書については条例第8条第2号イ及び第4号イに該当するとして、拒否処分（以下「本件処分」という。）を、上記（1）②から⑥までの対象公文書については全部開示処分を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年6月24日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第292号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年6月24日付け審査請求書、令和2年8月2日付け反論書、令和2年9月10日付け再反論書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 拒否処分を取り消し、エレベータ製造業者名と業者ごとの見積総額の開示を求める。下見積りの業者名及び総額はほとんどの官公庁や独立行政法人で開示されており、公にすることにより当該事務事業の公正又は適切な執行を妨げるという理屈は成り立たない。
- (2) 下見積りが企業秘密に当たるかどうか（条例第8条第2号該当性）

法的保護に値する企業秘密は、価格ではなく業者の総原価である。下見積りも入札時見積りも営業判断に基づく利益を上乗せして出す金額であり、上乗せ額は下見積りで最大になり、入札時に最小となる。下見積りと入札時見積りが分かっても、そこから、総原価を推測することは100%不可能である。開示されている入札見積りとの間に情報公開上の取扱いを異にしなければならない本質的な差異なり合理的な理由は全く存在しない。こちらは、総額だけに絞って請求しているのに、見積りの内訳の開示を前提とした議論を展開されても何の意味もない。

また、特定案件の下見積総額が分かると他物件での価格の判断基準となるとの理屈が百歩譲って正しいとしても、入札時見積価格も非開示にしないとつじつまが合わない。
- (3) 下見積りが分かると公表済みの予定価格との比較により、補正方法が明らかになる点について（条例第8条第4号イ該当性）

官公庁及び独立行政法人の予定価格設定方法は「下見積り Min. 値×査定率＝予定価格」ということになるが、この査定率が「補正の方法」である。どの官公庁でも案件ごとに査定率は変動しており、常に同じ算定率を使っているような官公庁及び独立行政法人はまずありえない。特定案件の下見積りを開示することで、特定案件の査定率が分かったとしても、それが将来案件にそのまま適用されるわけではないので問題も生じない。

昇降機設備工事の価格は多様な工事形態と多彩な仕様の組合せで決まるが、その組合せは膨大なものであり、100%同じ案件はないと言っても過言ではない。

将来川崎市が下見積りを要請する業者がどの業者でどんな価格で応じるかを知るすべもなく、工事形態や仕様も異なり、各業者がどの採算レベルで下見積りを出すかは予測不能という条件の下で「下見積り Min. 値」を出すのは不可能である。

仮に、川崎市が常に一律の査定率を掛けて予定価格を設定しているとしたら、そんなずさんなやり方を真剣に反省し改善されるのが先決である。

また、実施機関は大阪府及び大阪市の答申を持ち出しているが、大阪府答申では、川崎市の条例第8条第4号イに該当する部分については、大阪府の言い分を丸のみしただけに過ぎず、その論理も誤っていることから、不公正であり不当な答申と言わざるを得ない。

多数の官公庁や独立行政法人が6年以上前から下見積りを開示していながら、実施機関が危惧するような事態は起こっていない。

4 実施機関の主張要旨

令和2年7月28日付け弁明書、令和2年8月31日付け再弁明書及び令和3年3月15日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 下見積書が営業活動上の秘密に当たるか（条例第8条第2号該当性）

該当箇所は、本件対象公文書に記載されている見積総額及びその内訳である。本件に関する見積総額は、入札価格の検討に向けた戦略、他の官公庁や民間企業に対する営業戦略や市場動向など、営業活動上の高度なノウハウ・戦略などに基づいて、本市に個別に示されたものであり、各業者から公開には支障があると主張されている以上、信義則に反してまで第三者に公開できない。見積りの内訳は、詳細に分析すると、企業の生産活動上の秘密を推測できてしまう可能性がある。

昇降機設備については、刊行物等に標準となる単価の定めがないことから、専ら事業者から徴取する下見積書を主たる根拠としている。事業者からは、「仕入れ値や工場製作単価、労務単価の推測が可能であり、他社に知られたくない企業情報である。」「見積金額を参考にすることにより、機器販売価格が推測できる可能性があり、他案件にて提示する価格の判断基準となるおそれがある」などの意見があり、下見積書が事業者の営業上の秘密に係るものであることが主張されている。

審査請求人は、総原価のみを営業上の秘密と断定しているが、下見積書は、商

慣習により、実勢価格ではなく、広く公開されたものでもないことや、競合する同業者や資材を手配する商社など建設関係者に知られることで取引先から同様の価格水準による契約を強要される根拠に使用される可能性があるとしており、競争上不利な立場になる可能性があることから、総原価のみとすることはできない。

なお、当初、条例第8条第2号イを根拠に本件処分を行ったが、本件対象公文書は「公にすることにより、当該法人等」の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことから、条例第8条第2号アも根拠とすべきであったと考える。

(2) 補正方法の特定等事務事業への支障について（条例第8条第4号イ該当性）

該当箇所は下見積りに対する本市の「補正」の方法である。積算額は、原則として予定価格と同額となるが、予定価格はすでに落札結果として市ホームページ等で公表している。下見積りの総額が明らかになった場合、公表済みの予定価格との比較により、補正の方法が明らかになる。その場合、今後の昇降設備工事の入札において、予定価格が類推されることにより入札価格の高止まりを誘発する可能性があり、公平・公正な入札の執行に支障を来すおそれがあるだけでなく、財政的負担が不当に逡増していくおそれがある。

また、本件を機に各製造業者が下見積りへの協力を控えることとなった場合、今後執行する入札において、下見積りが減少することにより適正な予定価格の算定が困難になることが懸念される。

積算方法は、国、各地方自治体等の発注主体それぞれ異なっており、本市の建築工事では、統一的に同様の手法で積算を行っていることから、下見積書を開示することにより、補正の方法が明らかになり、今後の本市の昇降機設備工事の発注に大きな支障がある。

普及型エレベータの標準単価の作成に着手したと国土交通大臣が国会答弁しているが、標準単価化された通知はない。各事業者が適正な単価・数量により積算した複数の事業者から提出される下見積書に対して各発注機関がそれぞれ独自の方法により積算を行い、予定価格を算出している。

実施機関が行う補正の方法が公になった場合、戦略的に設定した下見積書を提出することが可能になり、公平・公正な価格競争の阻害要因になることが懸念される。下見積書を蓄積し、データベース化等を行うことにより、より高精度に補正方法が明らかになることから、公開すべきではない。

事業者への見積書の徴取への協力が得られなくなるおそれがあることなどに対して、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるとする答申も大阪府や大阪市では出ている。

5 審査会の判断

(1) はじめに

審査請求人は、本件対象公文書の開示又は本件対象公文書中の業者名及び業者ごとの見積総額の開示を求めている。なお、当初、実施機関は条例第8条第2号

イを根拠に本件処分を行ったが、弁明書等で従来から条例第8条第2号アに関する営業活動上の秘密に関する主張を行っていた上、口頭による処分理由説明時に、条例第8条第2号アも根拠とすべきであった旨、改めて主張を行った。また、審査請求人も従前から条例第8条2号アに関する主張を展開しており、当事者間で実質的に条例第8条第2号アに関する議論が行われているものと評価できる。そこで、本件対象公文書又は本件対象公文書中の業者名及び業者ごとの見積総額が条例第8条第2号ア及び第4号イに該当するかについて、以下、それぞれ判断する。

(2) 条例第8条第2号ア該当性について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体……に関する情報……であって、次に掲げるもの」について不開示としており、同号アは、「公にすることにより、当該法人等……の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を挙げている。

この点、本件対象公文書は、実施機関が複数の事業者から入手した下見積りに記載されている見積総額及びその内訳であるところ、その内訳を詳細に分析することで、仕入れ値、工場製作単価、労務単価、機器販売価格など、当該業者の生産活動上の秘密を推測できる可能性がある。仮に、内訳はともかく、下見積りの総額を開示するだけでも、下見積りの総額は、各事業者の入札価格の検討に向けた戦略、他の官公庁や民間企業に対する営業戦略や市場動向など、営業活動上の高度なノウハウ・戦略などに基づいて設定されるものであり、各事業者の営業活動上の戦略が明らかになる可能性は否めない。そして、各事業者の生産活動上の秘密が推測されれば、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかである。

したがって、本件対象公文書は、「法人その他の団体……に関する情報であって」、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たるといえるから、これを不開示とすることが妥当である。

(3) 条例第8条第4号イ該当性について

条例第8条第4号は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ……があるもの」について不開示としており、同号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市……の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を挙げている。

前述のとおり、本件対象公文書に記載された下見積りの総額は、各事業者の営業活動上の高度なノウハウ・戦略などに基づいて設定されるものであり、その内訳を詳細に分析することで、各事業者の生産活動上の秘密を推測できる可能性がある。こうした情報が開示されるということになれば、今後、各事業者は下見積りへの協力を控えることとなり、本市の入札の実施において、適切な予定価格の算定が困難になるおそれが生じる。

また、仮にその内訳はともかく、下見積りの総額のみを明らかにすることとし

ても、下見積りの総額が明らかとされれば、公表済みの予定価格との比較により、下見積りに対する本市の補正の方法が明らかになる。下見積りに対する本市の補正の方法が明らかとなれば、今後の昇降設備工事の入札において、予定価格が類推されるなどして、公平・公正な入札の執行に支障を来すおそれが生じる。審査請求人は、査定率（補正の方法）は案件ごとに変動するから支障はないと主張するが、独自の見解であって採用できない。審査請求人は、業者名を明らかにせずに本件対象公文書を開示することを求めているが、仮に、業者名を伏せたとしても、下見積りに対する本市の補正の方法が明らかとなることに変わりはなく、公平・公正な入札の執行に支障を来すおそれが生じることには変わりがない。

したがって、本件対象公文書は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより」、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市……の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるといえるから、これを不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

本件対象公文書は、条例第8条第2号ア及び第4号イに該当することから、これを不開示とすることが妥当である。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	板垣勝彦
委員	田所美佳
委員	早川和宏
委員	本間春代